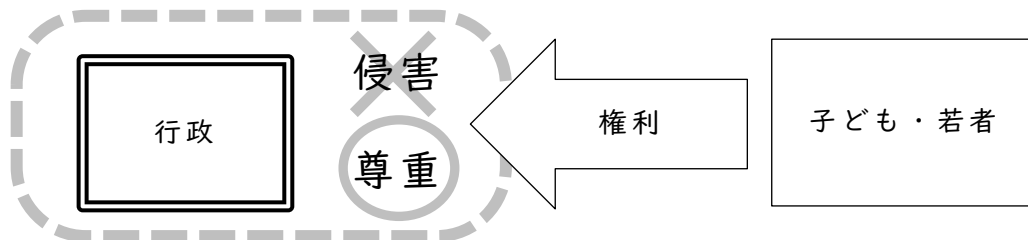


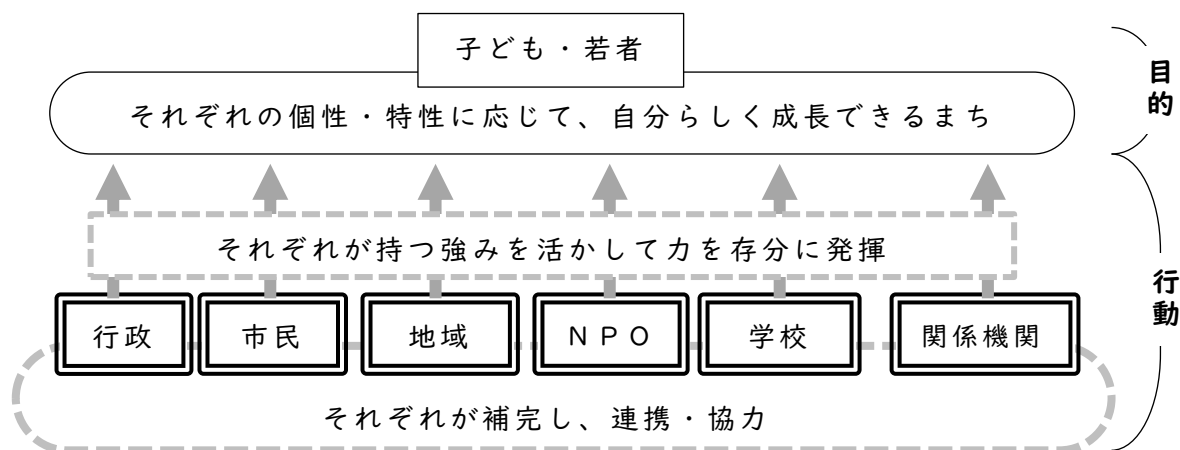
## 本条例の意義・位置づけについて

### I 本条例の意義

(1) 行政が、子ども・若者の権利を侵害しないよう、制約をかけること



(2) 行政、市民、地域、NPO、学校、その他関係機関が、  
「子ども、若者が、それぞれの個性・特性に応じて、  
自分らしく成長できるまちをつくる条例」（＝まちづくり条例）であること。



※ 行政が、さらなる福祉サービスを提供することが主たる眼目ではない



行政、市民、地域、NPO、学校、その他関係機関が、

主体

目的

子ども、若者が、それぞれの個性・特性に応じて、自分らしく成長できるように、

それぞれの主体が、その特性や強みを活かし、その力を存分に発揮すること  
それぞれが、補完して、連携・協力すること

行動

⇒ 本条例は、そのための ○理念・考え方  
○施策・手法  
○組織・体制 を定めるもの。

## 2 条例の位置づけ

---

**条例**：長期間にわたって定める。

- 理念・考え方
- 施策・手法
- 組織・体制

本検討委員会で検討する範囲

**計画**：社会・経済情勢等の変化に合わせて、定期的に見直しを行う。

※ 多摩市子ども・子育て・若者プラン  
（第2期多摩市子ども・子育て支援事業計画）は、5年間の計画

○計画期間における、基本理念、基本方針、基本施策、事業 など

**事業**：毎年度の予算の範囲内で実施する個別具体的な事業。